

別紙 1 (要求水準書)

①	遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFASPS：2024）」（（社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
②	設計、施工にあたっては、最新の岡山県土木工事共通仕様書、岡山県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、その他関連する基準に従うこと。
③	指定する位置に木製コンビネーション遊具1基、木製ターザンロープ1基、木製サークルベンチ3基、木製ベンチ6基、木橋1基、木製案内図1基、木製階段2箇所を設置すること。
④	製品を設置後2年間（木部の腐朽に関するものは5年間）、通常の使用にも関わらず、部材・部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。
⑤	木材は JAS A9002 に基づく木材保存剤の加圧注入を行い、AQ（優良木質建材等認証制度）1種の性能区分を有した防腐処理剤を使用すること。
⑥	遊具等の材料は、新見市の気象条件を考慮し、腐食しにくく、耐久性に優れたものを採用すること。
⑦	維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。
⑧	遊具の周囲には、セーフティーマット等の必要な安全施設を設置すること。
⑨	遊具の対象年齢、遊び方、注意事項に関する情報が入った看板を設置すること。
⑩	遊具等に使用する木材については、原則、新見市間伐材を使用すること。 ただし、監督員との協議により県内産、国内産の使用も可とする。

別紙 2 (施工条件書)

①	<p>施工時間帯は、9時00分から17時00分までとする。(土、日、祝日を除く) ※管理者が認める場合はこの限りではない。</p>
②	<p>受注業者は契約後に実施設計を完了させ、その内容(構造計算を含む。)について発注者の承諾を得た上で施工に着手すること。</p>
③	<p>工事の施工の実施にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。</p>
④	<p>受注業者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て、速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。</p>
⑤	<p>公園内にある全ての既設遊具について、撤去・更新を可能とする。ただし、指定する木製サークルベンチ3基、木製ベンチ1基については既存の基礎を使用すること。</p>
⑥	<p>工事完成写真の作成の際は、工程ごとに各段階(着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他)に整理し、工程の過程が容易に把握できるようにすること。</p>
⑦	<p>岡山県土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。</p>
⑧	<p>遊具等の製作工場における品質確認検査(部材塗装前の加工状況・溶接状況、塗装膜厚確認等)及び竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。</p>
⑨	<p>木材の防腐処理証明書を提出すること。</p>
⑩	<p>現場から発生する建設副産物について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和45年法律第137号)を遵守し、適正に処分すること。</p>
⑪	<p>構造上必要な地盤支持力について、現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。</p>
⑫	<p>工事に伴い、周辺の既設施設等を破損した場合は、受注業者により補修等を行うこと。</p>
⑬	<p>建築確認申請手続き等の諸手続きは受注業者により行うこと。(費用を含む)</p>
⑭	<p>遊具の完成予想図や整備状況について、市ホームページ等で随時PRを行うため、資料作成、準備等に協力すること。</p>
⑮	<p>公園利用者の安全を第一に考え、工事箇所のバリケード、工事看板の設置、工事車両の誘導及び公園内の移動速度を10km/h以下に徹底し、公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。</p>
⑯	<p>周辺の道路舗装を傷つけるおそれがある搬入車両の通行について、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、近隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。</p>
⑰	<p>大型資材搬入の際は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。</p>